

重層的支援体制整備事業の枠組み等について

- ▶ 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。
- ▶ 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。
- ▶ このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

I 相談支援

- ① 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援にかかるとして実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施
- ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。
- ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。

II 参加支援事業

- 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施
 - (※1) 世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
 - (※2) 就労支援、見守り等居住支援 など

III 地域づくり事業

- 介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保
 - ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
 - ② ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

新たな事業(I)ⅡⅢの支援を一体的に実施)

船橋市の重層的支援体制整備事業 全体像(イメージ)



II 参加支援 **新規**

- ・ひきこもり状態の人などの社会とのつながりを回復させる
- ・必要な資源を開拓し、本人のニーズにあわせて資源との間を取り持つ

・就労準備支援事業 (地域福祉課 ※さーくる・市社協で実施)
 ※現行は生活困窮者が対象であるが、対象を拡大し、生活困窮者以外も対象とする

III 地域づくり支援

地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくり

- ・地区社協活動拠点整備事業補助金、生活支援体制づくり推進事業 (地域福祉課)
- ・生活困窮者等のための地域づくり事業 (障害福祉課)
- ・地域活動支援センター運営費補助金 (地域保健課)
- ・地域活動支援センター事業 (健康づくり課)
- ・シルバークリニカル体操推進事業、アクティブシニア介護予防補助金 (地域子育て支援課)
- ・地域子育て支援拠点事業 (他)

具体的な相談フロー(イメージ)

